

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	国民健康保険税等関連事務 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中城村は、国民健康保険税等関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険税等関連事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結している。

評価実施機関名

中城村

公表日

平成27年6月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税等関連事務
②事務の概要	本事務は、被保険者の届出により資格の得喪・変更の事務処理し台帳整備を行い、被保険者証や限度額適用認定証等の審査を経て関係証を交付する。また、高額医療費等申請に基づき被保険者の資格及び給付審査を経て被保険者への処理等を行う。 番号法では、別表第一項番16.17.30に基づき、国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務で個人番号を利用する。
③システムの名称	国民健康保険システム・被保険者マスタ作成システム・庁内統合宛名システム・中間サーバー連携システム・特別徴収管理システム・収納管理システム・滞納管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国保資格ファイル、国保負担区分ファイル、国保賦課ファイル、所得・資産情報ファイル、減免・軽減申請情報ファイル、国保特別徴収対象者情報ファイル、宛名情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の16.17.30の項並びに地方税法等、国民健康保険法等
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7項、別表第二の1.27.28.29.42.44.45.46の項並びに地方税法等、国民健康保険法等
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康保険課
②所属長	健康保険課長 比嘉健治
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	中城村(総務課) 沖縄県中頭郡中城村字当間176番地 TEL098-895-2131
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	中城村(健康保険課) 沖縄県中頭郡中城村字当間176番地 TEL098-895-2131

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる